

#### IV. 日本作物学会紀事速報審査要領

(2023年3月29日一部改正)

1. 編集委員長は速報編集委員長を委嘱する。
2. 速報編集委員長は投稿原稿の内容に対応する速報編集委員を選び、審査を依頼する。審査は論文の速報性を考慮する。
3. 速報編集委員は校閲者1名を選び、投稿原稿の校閲を依頼する。校閲は速報編集委員と校閲者の計2名で行う。
4. 速報編集委員は必要に応じて著者に修正を求め、論文の採否を速報編集委員長に答申する。
5. 修正を求めた原稿が期限までに提出されない場合は取り下げたものとみなす。
6. 投稿原稿の最終的な採否は速報編集委員長が決定する。採択決定日を受理日とする。
7. 採択された論文の掲載順序、体裁は速報編集委員長が決定する。
8. 初校と再校は著者が行う。校正に際しては原稿の改変を行ってはならない。